

第82回定例会 質疑通告書

質問者	答弁を求める者	質問の要旨
鎌塚 聡	市長	<p>議案第1号 淡路市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例制定の件</p> <p>1 自治法改正に関しても住民監査や住民訴訟がもつ違法行為抑止効果を減殺する可能性があるとの指摘があり、条例を制定するにあたり、その指摘に対する市の認識は。</p> <p>また、参酌基準を超える独自の設定をなぜしなかったのか。</p> <p>2 2条中の善意でかつ重大な過失がないと判断するのは誰が、どのような基準とするのか。</p> <p>議案第5号 淡路市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>1 会計年度任用職員制度で、補償基準額が従前と比べ変更となるのか（フルタイム、パートタイム両任用職員での変化について）。</p> <p>議案第10号 淡路市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件</p> <p>1 2条の定義に指定管理者も市の機関等に含まれることになる。そこで以下伺う。</p> <p>(1) 指定管理者を市の機関に入れる意義は何なのか。</p> <p>(2) 3条の整備計画の情報システムはマイナンバーカード利用に関するものも含まれるのか。</p> <p>(3) 4条の2項で情報漏洩に対する対策も含まれると解されるが、その費用は指定管理者が負担するのか。</p> <p>承認第1号 淡路市令和元年度一般会計補正予算（第4号）</p> <p>（本日はご議論される委員会付託の是非の前に記載はしているが、付託省略を事前に認めたものではありません。この項目の通告が不要となるように、委員会への付託を重ねてお願い申し上げます。）</p> <p>1 当該年度ふるさと寄付金の寄付額が3億円に達した日はいつか。また、その事実を把握した日は同日でいいか。</p>

第82回定例会 質疑通告書

質問者	答弁を 求める者	質問の要旨
鎌塚 聡	提出者	<p>発議1号 淡路市市議会議員の議員報酬及び費用弁償などに関する条例の一部を改正する条例の件について</p> <p>1 なぜ、期末手当を上げる条例をだす必要があると考えているのか。</p> <p>2 なぜこの時期に提案するのか。</p> <p>3 附則2項、3項の規定をいれたのはなぜか。</p> <p>4 消費税増税の影響で、市の施設利用など住民負担となる条例改定に賛同された議員が今回の提案者となっている。消費増税で市民の負担が増えている中、自らの収入増につながる議案を議員自ら提出することについて、どのような認識を持たれているのか。</p> <p>5 市民の所得状況をどのようにとらえているのか。提案者でその検証と、それを踏まえた上で提案するという議論や過程を経たのか。</p> <p>6 期末手当が現行より0.05カ月分の増加となるが、0.05カ月とする根拠は何か。</p> <p>7 議案第2条改正はなぜ行う必要があると考えているのか。</p> <p>8 淡路市特別職報酬等審議会の答申（H31.1.28付）に指摘されている、市民に理解される議員活動を、議会または議員としてどのように実行してきたか。認識を問う。</p>